第三期大分市障害者計画改訂版





大 分 市



作品紹介

左 「渕野病院」合作 作品名「風神雷神紙玉図」

右 「八風 be」利用者 本田 裕一郎 さん 作品名「土がいっぱいになっているチューリップ」



はじめに

本市では、2013(平成25)年3月に「第三期大分市 障害者計画」を策定し、障がい者自らが能力を最大限 に発揮し自己実現できるよう、ノーマライゼーション の理念のもと、障がい者の社会参加を促進するための 施策を推進し、障がいのある人もない人も分け隔てな く、安心して暮らすことのできる共生社会の構築を目 標に取り組んでまいりました。

この間、国は2016(平成28)年4月には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」を制定し、障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止、合理的な配慮の提供が義務化されました。

また、「障害者総合支援法」施行3年後の見直しを経て、2018(平成30)年4月に「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正され、サービスの拡充が図られるとともに、市町村における障害児福祉計画の策定が義務化されることとなりました。

このように障がい者を取り巻く状況が大きく転換していることを踏まえ、このたび本市では、障がい者施策の基本的方向について定め、施策を総合的かつ計画的に推進するために「第三期大分市障害者計画改訂版」を策定いたしました。

本計画は、ノーマライゼーションの理念を継承するとともに、障がい者の自立と社会参加、ノーマライゼーション教育への配慮および災害時の障がい者支援といった課題等に対応する内容となっており、教育、雇用・就労、福祉、保健・医療・療育、生活環境等の関係機関等と連携しながら、各種施策の推進に着実に取り組んでまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました「第三期大分市障害者計画改訂版検討委員会」の委員の皆様をはじめ、障がい者関係団体並びに関係各位に対し厚くお礼申し上げます。

2020 (令和2) 年3月

大分市長 佐藤 樹一郎



目 次

第1章	計画	画の概要	
1	第三	三期大分市障害者計画改訂版の策定にあたって	5
2	計画	画の期間	6
3	計画	画の基本理念と目標	6
4	計画	画の位置づけ	7
5	障な	がい者の定義	7
6	計画	画の基本的な考え方	7
7	福祉	止のまちづくりの推進	10
第2章	障な	がい者の状況	
1	身体	本障がい者の状況	12
2	知的	り障がい者の状況	14
3	精补	申障がい者の状況	15
第3章	施領	策の現状と課題及び計画	
第1	1節	啓発・広報	
	(1)	啓発・広報の推進	19
	(2)	福祉教育の推進	22
	(3)	ボランティア活動の推進	25
第2	2節	教 育	
	(1)		28
	(2)	教育施設・教材の充実	33



(3)	生涯学習の推進	34
第3節	雇用・就労	
(1)	雇用・就労体制	36
(2)	福祉的就労	40
第4節	福祉	
(1)	情報提供·相談体制	44
(2)	生活の安定	46
(3)	社会参加	50
(4)	地域福祉	52
(5)	施設福祉	56
(6)	権利擁護	59
第5節	保健・医療・療育	
(1)	障がいの原因となる疾病等の予防	63
(2)	早期発見・早期治療・早期支援の推進	65
(3)	医療・リハビリテーションの充実	67
(4)	難病に関する施策	69
第6節	精神障がい者の社会復帰・社会参加	
(1)	予防対策・早期発見・早期治療の推進	73
(2)	医療施設等の充実	75



((3)	社会復帰	等の推進	É					
	ア	地域へ	の普及啓	答発					76
	イ	生活の	安定 …						78
	ウ	安心し	て住める	場の確	笙保 …				80
	エ	働く場	や活動す	トる場の	確保				81
((4)	地域精神	保健福祉	上体制の)整備				83
第7	節	生活環境							
((1)	公共施設	等のバリ	アフリ	リーの推	É進 …			85
((2)	情報バリ	アフリー	-の推進	<u>É</u>				88
((3)	移動・交	通対策の)推進					90
((4)	防犯・防	災対策の)推進				•••••	92
第81	節	文化・ス	ポーツ・	レクリ	ノエーシ	/ョン			97
第91	節	国際交流							101
資	料								
第	三期	大分市障	害者計画	可改訂問	瓦検討委	奏員会設	置要綱		104
第	三期	大分市障	害者計画	可改訂問	瓦検討委	長員会委	員名簿		107
第	三期	大分市障	害者計画	可改訂問	页宁内梭	於討委員	会設置	要綱	108
第	三期	大分市障	害者計画	可改訂問	気におけ	ける用語	の説明		111



第1章 計画の概要



1 第三期大分市障害者計画改訂版の策定にあたって

市では、障害者基本法に基づき、<u>*ノーマライゼーション</u>の基本理念のもと、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、平成10年3月に概ね10年間を計画期間とする「大分市障害者計画」を策定し、障がい者施策の総合的な推進を図ってまいりました。

「大分市障害者計画」策定後、<u>*措置制度</u>から利用者が自らサービスを選択できる<u>*支援費制度</u>への移行により、平成15年度に「第二期大分市障害者計画」を策定し、障がい者の施策の推進を図ってきましたが、平成18年4月に障害者自立支援法施行による身体障がい・知的障がい・精神障がいのサービスの一元化や、就労支援の抜本的強化、利用者本位のサービス体系の再編などにより、制度を安定的かつ効率的なものにするため、平成20年3月に「第二期大分市障害者計画改訂版」を策定し、障がい者の自立と社会参加に向けた施策の一層の推進に取り組んでまいりました。

「第二期大分市障害者計画改訂版」策定後、国は、障害者の権利に関する条約の締結に向けた国内法の整備を始めとする障がい者施策の抜本的な見直しにおいて、平成23年8月に障害者計画の根拠法である障害者基本法を改正し、障がい者の定義の見直しや地域社会における共生、障害を理由とする差別の禁止などの視点を盛り込むとともに、平成25年4月には障害者自立支援法に代わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」を施行し、障がい者の範囲に<u>*難</u>病等を加えた新たなサービス体制が定められたことなどから、市は、平成25年3月に「第三期大分市障害者計画」を策定し、障がい者が住み慣れた地域において安心して暮らすことができる<u>*インクルーシブ社会</u>の構築に向け取り組んでまいりました。

又、国は「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する



法律(障害者虐待防止法)」や「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」など様々な法整備を行い、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を批准し、平成28年4月1日には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」を施行し、県は、法の施行に併せて「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」を施行したところです。このように障がい者施策が大きく転換するなか、市は、障がい者が社会を構成する一員として地域社会において共生できるよう、その施策に沿うように、啓発・広報、教育、雇用・就労、保健・医療・支援など、幅広い分野を対象とした「第三期大分市障害者計画改訂版」を策定いたします。

2 計画の期間

令和2年度を初年度とし令和6年度までの5年間とします。

なお、国や県における計画変更や障がい者を取り巻く社会状況の変化により、計画変更の必要が生じたときは、適宜所要の見直しを行ないます。

3 計画の基本理念と目標

「障害者の権利に関する条約」が示す他の者との平等を基礎とした障がい者の権利を確保するため、その権利の実現を阻む社会的障壁を除去するとともに、ノーマライゼーションの理念のもと、障がい者が自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できるよう、障がい者の社会参加を可能にするための施策を一層推進し、障がいのある人もない人も分け隔てなく安心して暮らすことのできるインクルーシブ社会の構築を目標とします。



4 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法に基づき、大分市総合計画を最上位計画、大 分市地域福祉計画を上位計画とし、今後の障がい者施策の基本理念を定め たものです。

なお、数値目標については、大分市障害者計画の分野別計画として「大 分市障害福祉計画 | に定めています。

5 障がい者の定義

本計画の対象となる障がい者は、障害者基本法の第2条の定義に基づき、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方とし、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者に限りません。

6 計画の基本的な考え方

市民誰もが人格と個性を尊重して相互に支え合う共生社会を目的とし、 障がい者が社会に参加する力の向上を図るとともに、福祉サービスの提供 や<u>*バリアフリー</u>の推進、権利擁護や、自立に向けた地域基盤の整備な ど、障がい者施策の基本的方向について定めるものです。

(1) 障がいを理由とする差別の解消

障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と 個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するため、障がいを理由 とする差別の解消に取り組みます。



(2) 障がい者の権利擁護の推進

① 障がい者の権利擁護

障がい者の権利と利益を擁護するために、相談支援、苦情解決体制の整備はもとより、判断能力が不十分な障がいのある人を支援するために、<u>*成年後見制度</u>の利用促進を図ります。また、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援を行います。

②*合理的配慮の推進

障がいのある人から社会的障壁の除去を求める意思表示があった場合、障がい者の権利と利益を侵害することとならないよう、障がいの特性に応じた合理的な配慮に取り組むとともに、啓発活動を推進します。

(3) バリアフリー社会の推進

障がいの有無にかかわらず、市民誰もがその能力を最大限発揮しながら、安全に安心して生活ができるよう、<u>*アクセシビリティ</u>の向上や<u>*ユニバーサルデザイン</u>の普及などを促進するとともに、建物、移動、サービス、情報、制度、慣行、心理などハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化を推進します。

(4) 利用者本位の総合的支援

① 適切なサービスを利用するための相談支援

適切なサービスを選択・利用するためには、障がいの状態や生活 環境等に応じた適切な相談支援が必要になります。

さらに増加する様々な相談に柔軟に対応するため、利用者のニーズと複数のサービスを適切に調整し、総合的・継続的な相談支援を



推進します。

② サービスの質と量の確保

障がい者のニーズに合ったサービスを、必要な時に必要なところで受けられるように、各種団体、関係機関などとの連携を図り、利用者や保護者からの意見を反映させ、適切なサービスの質と量の確保に努めます。

(5) 総合的かつ効果的な施策の推進

障がい者施策については、障がい者の雇用・就労の機会を確保し、 自らの能力を最大限発揮できるよう、関係機関相互の連携、地域社会 の連帯を保ち社会参加の促進を図ります。

また、身体障がい・知的障がい・精神障がいのサービス体系の一元 化に伴い、新たな枠組みでのサービス基盤の整備など、教育、雇用、 就労、福祉、保健・医療・療育、生活環境など全般にわたっての関係 行政機関相互の連携を図り、<u>*ICF(国際生活機能分類)</u>などを参 考にしながら、総合的・計画的かつ効果的な施策の推進に努めます。

さらに、<u>*大分市障害者自立支援協議会</u>で、障がい者が安心して地域で自立した社会生活を営むことができるよう、啓発活動や課題の抽出などに取り組むとともに、関係機関、関係団体と連携体制を構築し、各部会等において、具体的な支援の方法を検討していきます。

なお、施策を推進するにあたり、障がい当事者の声を反映した取り 組みとなるよう努めます。



(6) 障害福祉計画に基づく障害福祉サービス等の計画的な基盤整備 障がい者が自立した日常生活や社会参加を営むことができるよう、 障害福祉サービスなどの提供体制の確保を行い、「大分市障害福祉計 画」の数値目標の着実な推進を図ります。

7 福祉のまちづくりの推進

障がい者が安全で快適に利用でき自由に外出することができ、だれもが 住み良い街をつくるため、スロープや手すり等の設置、利用しやすいトイ レやエレベーター等の構造など、必要な施設の整備を図る必要があります。

国においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の施行により、建物、交通分野でのバリアフリー化に向けた制度が確立し、県では「大分県福祉のまちづくり条例」が施行されるなど、福祉のまちづくりを推進するための法令等や基準が整備されています。

市では、これまで、公共施設、道路、公共交通機関などで、新しく施設をつくるときや、すでにある施設についても障がい者に配慮した整備に努め、バリアフリー化によるまちづくりに取り組んでまいりました。

今後も、これら関係法令などを総合的かつ効果的に運用することにより 障がい者や高齢者のみならず市民誰もが安全で安心に利用できるユニバー サルデザインの考え方に基づいて推進していくとともに「支えあってとも に生きる福祉のまちづくり」の実現を目指します。



第2章 障がい者の状況



1 身体障がい者の状況

身体障がい者数は、平成30年度末現在21,143人で平成23年度と比較する と2.2%増加しており、18歳未満は374人、18歳以上は20,769人となってい ます。

年齡別身体障害者手帳所持者数

(各年度末現在)

年 度	18 歳 未 満	18 歳 以 上	合 計
平成23年度	410人 (2.0)	20,287人 (98.0)	20,697人
平成30年度	374人 (1.8)	20,769人 (98.2)	21,143人
増 加 率	△8.8%	2.4%	2.2%

※()内の数字は構成比(%)

これを障がいの種類別に見ると、肢体不自由が最も多く11,414人(54.0%)、次いで内部障がい6,503人(30.7%)、聴覚・平衡機能障がい1,875人(8.9%)、視覚障がい1,205人(5.7%)、音声・言語障がい146人(0.7%)の順になっています。

また増加率を見ると、加齢で身体機能が低下したことによる転倒・骨折のほか、ライフスタイルの多様化による、食の欧米化、ストレスの増加や運動不足などを反映して、<u>*生活習慣病</u>に起因する脳卒中や慢性腎臓病などによる肢体不自由、内部障がいなどの障がい者が増加してきています。



障がい種類別身体障害者手帳所持者数

(各年度末現在)

区分年度	視 覚	聴 覚 平 衡	音声語	肢 体 不自由	内 部障 害	合 計
平成23年度	1,370人 (6.6)	1,928人 (9.3)	138人 (0.7)	11,044人 (53.4)	6,217人 (30.0)	20,697人
平成30年度	1,205人 (5.7)	1,875人 (8.9)	146人 (0.7)	11,414人 (54.0)	6,503人 (30.7)	21,143人
増 加 率	△12.0%	△2.7%	△5.8%	3.4%	4.6%	2.2%

※()内の数字は構成比(%)

また、等級別にみると 1 級・2 級の重度障がい者は8,088人で、全体の 38.2%を占めています。

障がい等級別身体障害者手帳所持者数

(各年度末現在)

区分 年度	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計
平 成23年度	4,433人 (21.4)	3,647人 (17.6)	5,174人 (25.0)	4,491人 (21.7)	1,738人 (8.4)	1,214人 (5.9)	20,697人
平 成30年度	4,701人 (22.2)	3,387人 (16.0)	4,818人 (22.8)	4,839人 (22.9)	· ·	1,196人 (5.7)	21,143人
増加率	6.0%	△7.1%	△6.9%	7.7%	26.7%	△3.6%	2.2%

※() 内の数字は構成比(%)



2 知的障がい者の状況

知的障がい者のうち療育手帳を所持している人は、平成30年度末現在 3,975人で、平成23年度と比較すると34.2%増加しており、障がい程度及び 年齢区分による状況は下表のとおりです。

知的障がいに対する認知度が高くなったことから、療育手帳の所持者は 増加してきています。

療育手帳所持者数

(各年度末現在)

区分	療育事	手帳A(重度)	療育手	合 計		
年 度	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合 計	
平成23年度	256人 (8.7)	783人 (26.4)	1,039人 (35.1)	498人 (16.8)	1,425人 (48.1)	1,923人 (64.9)	2,962人
平成30年度	335人 (8.4)	927人 (23.3)	1,262人 (31.7)	789人 (19.9)	1,924人 (48.4)	2,713人 (68.3)	3,975人
増 加 率	30.9%	18.4%	21.5%	58.4%	35.0%	41.1%	34.2%

※() 内の数字は構成比(%)



3 精神障がい者の状況

精神障がい者のうち精神障害者保健福祉手帳を所持している人は、平成 30年度末現在4,267人で、平成23年度と比較すると93.6%増加しています。

うつ病や不安障害などの精神疾患による患者の増加とともに、精神障害者保健福祉手帳の認知度が高まったことや、障がい者雇用義務の対象として精神障がい者が加わるなど、社会制度が整備されてきたことにより手帳の所持者は増加しています。

また、啓発活動などにより手帳の所持に対する周囲の理解が進んだことも増加の要因として考えられます。

精神障害者保健福祉手帳所持者数

(各年度末現在)

年 度	1 級	2 級	3 級	計
平成23年度	154人	1,386人	664人	2,204人
平成30年度	204人	2,898人	1,165人	4,267人
増 加 率	32.5%	109.1%	75.5%	93.6%



精神科医療機関への入院及び通院者数

(各年度末現在)

年度	入院者	通	院	者	合 計	
平成23年度	1,865人	12,642人	公費負担	5,651人	14507 /	
十, 以20, 平, 及	(12.9)	(87.1)	その他の通院	6,991人	14,507人	
亚出20年度	1,773人	15,860人 (89.9)	公 費 負 担	8,006人	17.000	
平成30年度	(10.1)		(89.9)	その他の通院	7,854人	17,633人
拼 加 麥	↑ 4 0 0/	05.50/	公 費 負 担	41.7%	21 5 0/	
増加率	△4.9%	25.5%	その他の通院	12.3%	21.5%	

※ () 内の数字は構成比 (%)



第3章 施策の現状と課題及び計画



第1節 啓発・広報



第1節 啓発・広報

(1) 啓発・広報の推進

「現状と課題]

障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現を図るためには、障がい及び障がい者に対する正しい理解が必要です。

市民の中に障がい者の理解は次第に広がりつつありますが、いまだ障がいの特性を人柄の問題やしつけの問題とされてしまうことなどがあり、このような偏見や誤解をなくす取り組みを続けることが課題となっています。

このため、これまでも障がいや障がい者についての正しい理解や「福祉の心」づくりについて、啓発・広報に努めてまいりましたが、今後も市報やパンフレット、テレビ、インターネットなどを通じて、効果的な啓発・広報活動を継続し、市民の一層の理解を求めていく必要があります。



[計画]

- ① 障がい者やその家族の意見を尊重しながら、市報などの広報紙を活用し、障がい者施策や障がい者の活動などを広く市民に紹介していくとともに、障がいや障がい者についての正しい理解を深めるため、テレビ・新聞などのマスメディアを利用した啓発・広報に努めます。
- ② 障がい者駐車スペースの適正利用や障がい者に関する各種マークについての周知を図ります。
- ③ 「<u>*障害者週間</u>」(12月3日~9日)の趣旨について、広く市民の理解を得るため、啓発·広報を推進します。

また、ボランティア団体、福祉施設・関係団体などと協働して、障害者週間記念事業である「輪い笑いフェスタ!大分市福祉のつどい」の充実に努めます。

- ④ 各種記念行事・イベントなどの機会を利用し、啓発用パンフレットなどを作成配布し、障がいと障がい者に対する市民の理解と認識を深めます。
- ⑤ 県や障がい者団体、福祉団体などが主催する行事 について、市報などにより広報活動などの支援を行 います。
- ⑥ 障がい者施設において、地域住民との交流の場を 設けることで、身体・知的・精神などそれぞれの障 がい特性や障がい者に対する地域の理解を深めます。



⑦ 県や関係団体と協力し、点字教室や車椅子体験な ど、障がいや障がい者に対する理解を深める研修の 実施を促進します。

⑧ 行政機関、企業などの職員に対し、身体・知的・ 精神などの障がいの特性や必要な配慮などの周知を 図り、理解と協力を促進します。



(2) 福祉教育の推進

「現状と課題】

障がいや障がい者に対する正しい理解や思いやりの 心、障がいの有無にかかわらず、地域における豊かな 生活の創造等の考え方は、子どもの頃からの福祉教育 によって育てられます。

また、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒や地域の人々が活動をともにすることは、すべての児童生徒の社会性や豊かな人間性を育成するうえで、大きな意義があり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、ともに助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ重要な機会であると考えられます。

こうしたことから各学校では、教育課程に福祉教育を位置付け、児童生徒の発達の段階に応じて、各教科、道徳科、総合的な学習の時間などにおいて、社会福祉についての理解を深める指導を行うとともに、福祉副読本「ふくしの心」の作成、配布及び活用により、思いやりの心、社会奉仕の精神などの育成を図っています。

また、障がいのある児童生徒との交流活動や特別支援学校の児童生徒との居住地校交流など、交流及び共同学習の充実に努めています。

「少年少女手話教室」の開催により、小学生に対する福祉教育を推進するとともに、地域においては、公 民館などで障がい福祉や障がい者の人権に視点を置い



た講座や講演会などを開催することで、障がいや障がい者に対する理解や合理的配慮が促進されるよう、市 民に対する啓発にも努めています。

今後とも、障がいや障がい者に対する正しい理解や 思いやりの心を育てるため、小中学校及び義務教育学 校並びに公民館などにおける福祉教育の一層の充実を 図る必要があります。

福祉読本「ふくしの心」





[計画]

- ① 小中学校及び義務教育学校におけるボランティア 活動を推進するとともに、福祉副読本「ふくしの 心」を作成・配布するなどし、児童生徒の「福祉の 心」を育みます。
- ② 障がいや障がい者に対する理解を深めるため、小中学校及び義務教育学校などにおいて交流及び共同 学習を推進し、インクルーシブ教育の充実に努めます。
- ③ 学校教育の一環として、児童生徒の福祉関連行事への参加を促進します。
- ④ 教職員研修に福祉施設での体験研修や、特別支援 学校との他校種交流など、福祉教育に関する内容を 位置付け、より専門的な研修を行うことにより、障 がいや障がい者に対する教職員の理解を深め、指導 力の向上に努めます。
- ⑤ 障がいや障がい者に対する市民の理解を深めるため、公民館などを活用した人権講演会・講座などの 開催の機会の充実を図ります。



(3) ボランティア活動の推進

「現状と課題〕

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を継続 し、社会参加していくためには、市民の活発なボラン ティア活動が重要です。

大分市社会福祉協議会では、市民のボランティア活動への理解を深めるため、「市社協だより」や「ボランティアだより」の発行、市社協ホームページ等でボランティア活動の啓発に努めています。

また、ボランティアに関する各種の相談・要望への対応や、ボランティア登録及び活動保険加入の促進などによりボランティア活動を支援するとともに、「施設ボランティア体験事業」の実施や、点訳ボランティア、朗読ボランティア、災害ボランティアの養成講座の実施によりボランティアの育成を図っています。

今後もボランティア活動の輪を広げるとともに、活動の質的向上を図る必要があります。

また、近年要望の増えている災害時における「災害 ボランティア活動」に関する取り組みを一層充実する 必要があります。



ボランティア登録者数

(各年度3月末現在)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
グループ数	234	249	266	280	287
登録者数(人)	7,872	8,087	8,651	8,938	9,215

※ 大分市社会福祉協議会ボランティアセンター登録者より

[計 画]

- ① 市民のボランティア活動に対する理解を深めるため、大分市社会福祉協議会などと連携して啓発·広報に努めます。
- ② ボランティアの自主性、自発性を尊重しながら、 各種行事や事業などへの積極的な参加を呼びかけて いきます。
- ③ 市民が気軽にボランティア活動に参加できるよう、大分市社会福祉協議会などと連携して環境整備や支援策を推進します。
- ④ ボランティアに講習会や研修会などへの参加を呼びかけ、ボランティア活動の質的向上を図ります。
- ⑤ ボランティア・<u>* N P O</u>活動に関する情報の収集・提供、相談・啓発などを行い、市民のボランティア活動への参加を支援します。



第2節 教 育



第2節 教 育

(1) 学校教育 「現状と課題]

障がいのある児童生徒については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人ひとりの教育的ニーズに応じ、多様な学びの場において、適切な指導を行うとともに、必要な支援を行うことが重要です。

そのため、障がいの状態や教育的ニーズに応じて合理的配慮の提供を行い、能力や適性などを踏まえた早期における教育の充実と、適正な就学指導が必要です。

市では、早期における教育の充実の一環として、保育所での特別支援保育、幼稚園での特別支援教育を実施し、さらに、在宅の障がいのある児童のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、*児童発達支援、*放課後等デイサービス、*障害児(者)地域療育等支援事業などを実施しています。

各学校においては、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導が行われている児童生徒について、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した一人ひとりの障がいの状態等に合わせた指導に重点を置くとともに、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が活動を共にし、全ての児童生徒の社会性や豊かな人間性の育成に努めています。

また、発達障がいも含めて、通常の学級に在籍する 障がいのある児童生徒についても、合理的配慮の提供



を行いながら、必要な支援の充実に努めています。

教育委員会においては、大分市障害児適正就学指導委員会を開催することにより、児童生徒の実態に即した就学指導に努めるとともに、巡回教育相談の実施など、就学・<u>*療育</u>・進路などの教育相談事業も実施しています。

今後についても、小中学校及び義務教育学校における特別支援教育の充実のため、設備、教材等の整備や教員の資質等の向上に向けて取り組むとともに、<u>*発達障がい</u>をはじめ障がいのある幼児児童生徒や、その家族のニーズに対応した相談等が総合的かつ円滑になされるよう教育委員会、障害福祉課、子ども家庭支援センター、児童相談所、保育所、幼稚園、小中学校及び義務教育学校、特別支援学校などの福祉・教育機関、大学や病院などの専門機関、労働等関係機関、親の会やNPO法人などと連携を深めつつ、就学前から就労に至るまで、一貫した切れ目ない支援体制の充実に努めます。



特別支援学級等の状況(令和元年5月1日現在)

	設置校(園)数	設置学級数	在籍数
幼 稚 園	10園	10学級	56人
小 学 校 · 義務教育学校 (前期)	5 2 校	167学級	899人
中 学 校 · 義務教育学校 (後期)	27校	6 2 学級	262人

通級指導教室の設置及び通級状況(令和元年5月1日現在)

	設置校(園)数	設置学級数	通級人数
小 学 校 · 義務教育学校 (前期)	8校	11学級	105人
中 学 校 · 義務教育学校 (後期)	2校	2学級	9人



[計画]

- ① 障がいのある児童生徒に対する早期からの教育の 充実を図るため、就学前の教育の充実に努めます。
- ② 学校教育を通じて、障がいのある児童生徒に対する理解の促進を図るとともに、「心身の調和と心の健康」についての学習の充実に努めます。
- ③ 教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。
- ④ 小中学校及び義務教育学校の管理職などに対し特別支援教育への理解・啓発を行い、特別支援学級などの特別支援教育を支える校内支援体制の充実に努めます。
- ⑤ 就学指導・教育相談の充実に努めます。
- ⑥ 障がいのある児童生徒が多様な経験を積み、社会性を養い、好ましい人間関係を育てることができるよう交流及び共同学習の充実に努めます。
- ⑦ 障がいのある児童生徒の進路指導の充実に努めます。
- ⑧ 発達障がいも含め、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、合理的配慮を提供しながら、適切な指導と必要な支援を行う「特別支援教育」の充実に努めます。
- ⑨ 発達障がいも含め、障がいのある児童生徒やその 保護者の教育的ニーズに応じた相談・支援体制の充 実に努めます。



⑩ 医療、福祉、学校などの関係者、学識経験者、関係部局代表者などで構成する特別支援連携協議会を通し、関係機関などとの連携・協力に基づいた特別支援教育の充実に努めます。

① 日常的に医療的ケアの必要な幼児児童生徒が学校 (園)において教育を受ける機会を確保し、合理的 配慮の提供を図ります。



(2) 教育施設・教材の充実

「現状と課題]

障がいのある児童生徒が小中学校及び義務教育学校で交流を深め、その能力を高めるためには、学習しやすい環境を整備していく必要があります。

環境整備の中で、障がいの状態や程度などに応じた 施設や教材の整備は、障がいのある児童生徒の学校生 活の中での負担を少なくする基本的な条件です。

また、障がいのある児童生徒に配慮した設備などが整備されることは、障がいのない児童生徒にバリアフリーを体験させることになり、福祉教育の推進につながります。

市では、障がいのある児童生徒のための環境整備として、スロープ、エレベーター、手すり、トイレの洋式化等の学校施設を整備するとともに、カード教材やDVD等の教材をはじめフロアマットやパーティションなどの環境備品も整備してきました。

今後も、小中学校及び義務教育学校における障がいのある児童生徒のため、障がいや発達の程度に対応した施設や教材の整備を進め、教育環境の一層の充実を図る必要があります。

[計 画]

- ① 通学する児童生徒の障がいの状態や程度等に応じた施設の整備充実に努めます。
- ② 障がいのある児童生徒の学習指導を充実するため に、教材の整備充実に努めます。



(3) 生涯学習の推進

「現状と課題〕

市民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送るため、その生涯にわたって、あらゆる機会あらゆる場所において学習し、その成果を自己や社会に適切に生かすことが求められています。

公民館などにおいては、子どもの体験活動、環境教育、人権・同和教育、家庭教育支援、情報教育、地域まちづくりなどの各種講座を開設し、市民の生涯学習を推進しています。

また、障がい者の生涯学習活動を促進するために、 公民館などの生涯学習施設にスロープや手すり、障が い者や要介護者、妊産婦など、車の乗降や歩行が困難 な方専用の駐車スペースなどを設置し、施設のバリア フリー化を推進しています。

障がいの有無にかかわらず、ともに地域の大切なひ とりという意識を啓発するために、福祉や人権の視点 に立った学級や講座の充実を図る必要があります。

[計 画]

- ① 障がい者が、各種講座に参加しやすい体制づくりを行うとともに、障がい者と地域の人々とのふれあいを深めるための交流活動を推進します。
- ② 障がいや障がい者に対する市民の理解を深めるために講座などの充実に努めます。
- ③ 公民館などの生涯学習施設について、障がい者に配慮した整備に努めます。



第3節 雇用・就労



第3節 雇用・就労

(1) 雇用・就労体制

「現状と課題〕

障がい者の雇用人数は、全国で約53万5,000人(2018年)となり、15年連続で過去最高を更新しています。これは、企業における障がい者雇用への理解が進んでいることや、就職を希望する障がい者が増加していることが要因として考えられます。

このような中、平成30年4月からは障害者雇用促進法の改正に伴い、民間企業に義務付ける障がい者の法定雇用率が2.0%から2.2%に引き上げられ、義務化の対象企業は、「従業員50人以上」から「同45.5人以上」に拡大しており、さらに令和3年4月までには、民間企業の法定雇用率は2.3%に引き上げられ、義務化の対象企業の範囲も「従業員43.5人以上」に広がります。

しかし、中小企業の中には依然として障がい者を全 く雇用していない企業 (障がい者雇用ゼロ企業) も多 く、身近な地域における障がい者雇用の場を確保して いくことも求められています。

障がい者の雇用・就業は、一人ひとりの障がい者が 適性に応じて、能力を十分に発揮して働くことができ るようにすることが求められており、企業や地域の支 援と理解も不可欠です。

障がい者の雇用は、就職に向けた訓練・準備から就職、職場定着に至るまでの継続した就労支援が必要なためハローワーク、*障害者就業・生活支援センター



など関係機関との連携を図りながら、引き続き一体となった総合的な支援策の取り組みを推進していきます。また、就労移行支援等を利用して、一般就労に移行した障がい者が、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、就労定着支援事業所が企業や関係機関、家族との連絡調整等の支援を一定期間継続して実施し、就労後の定着を図ります。

雇用状況(平成30年6月1日現在) ※法定雇用率2.2%

X	分	企業数 (件)	雇 用 算定基礎となる 労働者数(人)	状 障がい者 数(人)	況 実雇用率 (%)	雇用率達成 企業の割合 (%)
全	国	100,586	26,104,834.5	534,769.5	2.05	45.9
大	分 県	845	129,588.5	3,189.5	2.46	59.4
ハロ-	-ワーク [}] 管 内	432	69,194.5	1,614.5	2.33	53.7

(資料提供:厚生労働省、大分労働局、ハローワーク大分)



[計 画]

- ① 障がい者の社会参加を促進するため、就職面接会の開催などの情報を、市報・ホームページなどを通じて広報します。
- ② 障がい者の雇用について、市民や事業主の理解や協力を得るため、職場実習を促進するとともに、啓発・広報の推進に取り組みます。
- ③ 障がい者が、安心して長く働くことのできる環境 づくりを促進するため、大分障害者職業センターな どの関係機関との連携を図ります。
- ④ 障がい者の雇用を促進するため、障害者雇用促進 企業に対する入札優遇措置を引き続き実施します。
- ⑤ ハローワーク、障害者就業・生活支援センターと 連携し、雇用先企業の情報把握に努めるとともに、 連絡会議などに積極的に参加し、障がい者雇用推進 に向けて情報・意見交換を行います。
- ⑥ 就労する障がい者に対し、地域生活に必要な支援を図るとともに、<u>*共同生活援助(グループホー</u>ム)などの生活の場の確保と利用の促進に努めます。
- ⑦ 障がいのある生徒の職業意識の育成と社会的自立 に向けての学習の場として、特別支援学校と連携 し、職場実習を受け入れます。
- ⑧ 就労中または求職中の障がい者の交流・情報交換の場である、「就労ピアサポートサロン」において、当事者同士での相談の機会を提供することにより、障がい者の就労に関する悩みの解消を図り、就



労及び就労定着を図ります。

⑨ 福祉的就労から一般就労に移行した障がい者に対し、支援員が訪問するなど関係機関等と連携した支援を継続的に行い、就労後の定着を図ります。

就労ピアサポートサロン





(2) 福祉的就労

「現状と課題〕

働く意思はあっても、一般雇用されることが困難な 障がい者については、p事業所などが行う福祉的就労 の場を確保することが必要です。

市では、これまで、通所施設などの施設整備を行い、福祉的就労の場の拡大に努めてきました。

また、障がい者の福祉的就労の場を確保するため、「<u>*大分市リサイクルプラザ</u>」など市の行う事業などを社会福祉法人などに委託することで業務の拡大を図り、就労を通しての社会参加を支援しています。

今後は、商品開発力の向上など安定した施設運営の ための支援や、障がい福祉施設からの物品の調達及び 役務の発注の拡大などを行い工賃水準の向上を図って いくことが必要です。

就労支援事業所などの状況(平成31年3月1日現在)

			種			類				事業所数	定員
>	* 就	È	芳	移	Ź	行	支		援	12	103
>	* 就	労	継	続	支	援		Α	型	28	478
>	* 就	労	継	続	支	援		В	型	69	1,411
;	* 地	域活	動	支援	セン	ノタ	_	\blacksquare	型	1	10



[計画]

- ① 障がい者の福祉的就労の場を確保するとともに、 就労を通じた障がい者の社会参加を促進します。
- ② 障がい者の福祉的就労に対する市民や事業主の理解の促進を図るため、広報活動に努めます。
- ③ 障がい者の就労や地域生活を支援するため、共同 生活援助(グループホーム)などの設置を促進しま す。
- ④ 一般就労が困難な障がい者の自立と社会参加を促進するため、就労移行支援や就労継続支援などへの移行とともに、施設整備を進め、物品及び役務の提供の充実や販路の拡大を促進します。
- ⑤ 福祉施設などにおける障がい者の仕事の確保に向 け、受注機会の増大に努めます。
- ⑥ 就労支援事業所などの充実を図るため、必要な支援を行うとともに、サービスの向上に努めます。
- ⑦ 障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設 等からの物品・サービスの優先調達を推進し、官公 需の拡大を図ります。
- ⑧ 民間事業者の障害者就労施設等の事業活動を支援 する取り組みを推進し、障害者就労施設等の受注の 機会の増大を図り、障がい者の就労を促進します。



市役所「ふれあい市場」



第4節 福 祉



第4節 福 祉

(1) 情報提供・相談体制

「現状と課題〕

障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らし、社会参加を促進するためには、関係機関が連携を強化し、情報共有を図るとともに、情報提供や相談体制を充実する必要があります。

障がい者に対する情報提供としては、点字市報、声の市報、点字市議会だより、障害福祉ガイドブックなどを配布しています。

相談体制については、身体・知的・精神障害者相談 員を設置するとともに、障がい者の重度化・高齢化や 「親なき後」を見据えた、障がい者及び障がい児の地 域生活を支援する拠点として「大分市障がい者相談支 援センター」を設置し、365日体制で、障がい者やそ の家族等からの、あらゆる相談に対応しています。

また、障害福祉課の窓口及び、鶴崎・稙田の両市民 行政センター、明野支所に手話通訳者を配置し、聴覚 障がい者の意思疎通支援の充実を図ってきました。

さらに、関係機関との連携を図り、障害児(者)地域療育等支援事業を実施することにより、療育の相談・助言・指導を推進しました。

また、平成27年に施行された生活困窮者自立支援制度 に基づいて設置された、生活困窮者自立相談支援機関と も連携して、障がい者の自立に向けた支援を行っています。 今後とも、相談支援のネットワークを通じ、総合的



な情報収集を行い、障がいに応じたきめ細かな情報提供手段・体制の整備や提供する情報の内容充実を図るとともに、相談からサービス利用に結びつける相談体制の充実を図る必要があります。

[計 画]

- ① 福祉施策の情報発信を行うとともに、文化・スポーツ・行事などの広報を推進・支援します。
- ② 障がい福祉ガイドブックの内容の充実を図るとと もに、障害福祉サービス提供事業所などの情報提供 に努めます。
- ③ 障がい者やその家族、関係者等からの幅広い相談 に対応できるよう、「大分市障がい者相談支援セン ター」の機能充実に努めます。
- ④ 支所等における手話通訳者の配置状況を見直しながら、聴覚障がい者の意思疎通支援の充実に努めます。
- ⑤ 障がい者のプライバシーに配慮しながら、国、 県、自治委員、民生委員・児童委員、各種相談員な どと必要な情報を交換し、障がい者の立場に立った 信頼性の高い相談に努めます。
- ⑥ 障がい者の日常生活の支援と安定を促進するため、*ピア・カウンセリングの充実を図ります。
- ② 障がい児(者)や保護者などの相談・研修・情報 交換の場として利用できる「大分市総合社会福祉保 健センター」をJ:COMホルトホール大分内に設置 し、地域に密着したサービスの提供を図ります。



(2) 生活の安定「現状と課題〕

障がい者が地域で自立し安定した生活を送るためには、安心して暮らせる住居の確保や所得保障などが必要となります。

住居の確保については、障がい者が希望する場所で安心して暮らせることが最も大事なことから、市営住宅の入居促進や住宅改造への支援や共同生活援助(グループホーム)などの充実を図り、障がい者一人ひとりの意思決定による場所での地域生活が送れるよう努めてきました。

所得保障については、障がい者の経済的な自立を支える役割として、障がい者の雇用の充実が特に重要となることから、障がい者の雇用に関する意識啓発を推進するとともに、障がい者の雇用を促進するため、(財)大分県総合雇用推進協会、ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどと連携を密にし、障がい者の雇用と就労の促進を図っています。

今後も、障がい者が利用しやすい市営住宅などの整備や共同生活援助 (グループホーム) の活用のほか、 在宅の住宅改造への支援を行います。

また、一般雇用の難しい障がい者には、福祉的就労の場とその機会を提供する必要があります。



共同生活援助(グループホーム)の状況

(各年3月1日現在)

種 類 年	事業所数	共同生活等 住 居 数	定員
平 成 25 年	26事業所	48箇所	365人
平 成 31 年	46事業所	113箇所	763人

障害者福祉手当支給状況

(各年度3月末現在の人数)

	(各年度3月末現任の人数)						
区	分	年 度	28	29	30		
		1 · 2級	13,174	13,005	12,857		
 	18歳 以上	3 · 4級	12,546	12,441	12,383		
障		5 · 6級	4,177	4,237	4,332		
が		1 · 2級	191	175	161		
い 者	18歳 未満	3 · 4級	92	95	91		
7 🖽		5.6級	51	53	45		
障知が	18歳 以上	А·В	3,596	3,694	3,786		
お者的	18歳 未満	А·В	1,594	1,621	1,671		
障精が	18歳 以上	1 · 2 · 3 級	6,168	6,660	7,143		
者神	18歳 未満	1 · 2 · 3 級	243	341	444		



特別障害者手当等支給状況

(各年度3月末現在の人数)

年 度 区 分	28	29	30
特別障害者手当	621	695	705
障害児福祉手当	316	336	397
福祉手当(経過措置)	23	22	19

特別児童扶養手当支給状況

(各年度3月末現在の人数)

年 度 区 分	28	29	30
特別児童扶養手当	949	1,069	1,238

国民年金支給状況

(各年度3月末現在の人数)

年 度 区 分	28	29	30
障 害 基 礎 年 金 (新法)	7,614	7,822	7,987
障 害 年 金(旧法)	185	170	154
特別障害給付金	58	58	58



[計画]

- ① 地域生活の場としての共同生活援助(グループホーム)などの充実を図ります。
- ② 障害者就業・生活支援センターと連携を図り、障がい者の雇用確保や雇用の場の拡大に努めます。
- ③ 特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当など各種福祉手当制度について周知を図ります。
- ④ 生活の安定を支援するため、ホームヘルプサービスなど、障害福祉サービス利用の促進を図ります。
- ⑤ 障がい者が利用しやすい市営住宅の整備や共同生活援助(グループホーム)の活用のほか、在宅の住宅改造費の補助および、一般住宅等へ入居を希望する障がい者に対し必要な相談・助言を行い、地域生活の支援に努めます。



(3) 社会参加 「現状と課題〕

障がい者の社会参加を促進するためには、障がい者 自身の意欲と生きがいをもって生活できるような施策 展開や移動手段の確保などそれを支える環境の整備が 必要です。

また、公共施設、公共交通機関、民間の公共的施設において障がい者が補助犬を同伴して利用できるように、その環境整備についても取り組みを進める必要があります。

市では、障がい者の社会参加を促進するため、啓発・広報活動を行うとともに、視覚障がい者などの外出支援、手話奉仕員派遣事業、公共施設のバリアフリー化、公共施設の利用料の減免など障がい者の社会的自立に向けた施策の充実を図ってきました。

また、障がい者団体を助成・育成することにより、 障がい者の自立と社会参加を促進するとともに、障が い者団体と連携して、啓発活動を推進してきました。

今後も、障がい者の社会参加を促進するための環境づくりは、障がいの有無にかかわらず全ての市民が地域で暮らしを支えあえる社会の実現を目指した施策の推進を明確に掲げることにより、障がいを理由として地域での暮らしが妨げられることなく、ともに暮らしていくという意識を市民が理解し、持てるよう啓発推進していく必要があります。



[計画]

- ① 障がい者が日常的に社会活動するなかで、気軽にスポーツや文化活動に参加することができるよう、公共施設や民間の公共的施設などのバリアフリー、タクシー券の充実など、交通機関等の移動手段を整備し、多くの市民とのコミュニケーションの場の拡充に努めます。
- ② 障がい者の自主的・主体的な社会活動を促進する ため、障がい者団体などと連携を深めるとともに、 障がい者団体の育成と活性化を図ります。
- ③ 移動が困難な障がい者の移動支援など、生活の幅 の拡大ならびに質の向上を図るため、社会参加を促 進する施策を充実します。
- ④ 障がい者がその適性と能力に応じた就労により、 社会的に自立し、社会参加することができるよう障 がい者雇用施策と就労環境の充実を図るとともに、 福祉的就労についても施設整備や就労内容の充実を 図ります。
- ⑤ 色覚障がいに対応するために、教育現場、公共施設案内板、市の発行する印刷物などについて、色覚バリアフリーを推進します。
- ⑥ 「補助犬」に対する市民の認知・理解を広げ、深めるとともに、公共施設や公共交通機関、さらにはデパート、レストランなど不特定多数の人が利用する公共的施設などの受け入れ側の環境整備を促進します。



(4) 地域福祉「現状と課題〕

障がい者が住み慣れた地域での生活を継続するためには、障がい者のニーズに応じたきめ細かな障害福祉サービスの提供が必要不可欠となります。

地域に暮らす障がい者がその有する能力及び適性に 応じて、自立した日常生活を送れるように、障害福祉 サービスや*地域生活支援事業などを適切に利用でき るよう、サービス供給体制の整備はもとより、相談支 援体制の整備、情報収集や情報提供の充実などに努め てきました。

また、障がいのある児童については、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業や外来療育などの地域療育等支援事業を実施するとともに、<u>*医療的ケ</u>ア児に対する関係機関との連携体制を整備しています。

今後も、障がい者が地域のなかで必要な支援を受けて、自分らしく生きていく社会を目指すノーマライゼーションの理念の実現には、障がい者が地域と密接なつながりを持ち地域社会で安心して暮らせるよう、地域ぐるみの取り組みを進めるなか、保健・福祉・医療などの担い手の連携強化とともに、福祉従事者の質の向上やボランティアの養成、その活動についても一層充実する必要があります。

また、総合的支援を可能とするための基盤として、 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者などの各 特性に対応できるよう、保健・福祉・医療に携わる人



材の専門的知識を高めていく必要があります。

さらに、発達に障がいのある児童(者)、医療的ケア児、<u>*高次脳機能障がい</u>者等についても包括的な相談・支援体制の充実や専門機関との連携を図る必要があります。

[計画]

- ① 障がい者が自主的・主体的にサービスを利用して、住み慣れた地域での生活を継続するためには、全ての在宅サービスの充実を図るとともに、福祉従事者の質の向上に努めます。
- ② 障がいのある児童(者)の地域における生活を支援するため、療育・相談体制の充実ならびに各種福祉サービスの利用援助・調整などを行う障害児(者)地域療育等支援事業の充実を図ります。
- ③ 在宅の知的障がい者が、宿泊を通じた生活訓練により、住み慣れた地域社会での社会的自立を促進することを目的とした、知的障害者自立生活促進事業の充実を図ります。
- ④ 障がいのある児童(者)及びその家族が身近な地域で、安心して発達支援及び相談できるよう、施設職員の質の向上に努めるとともに、保健、医療、福祉、教育、就労支援など、関係機関等との連携を進め、支援体制の充実を図ります。



- ⑤ 医療的ケア児及びその家族が、その心身の状況に 応じた適切な支援が受けられるよう、保健、医療、 福祉その他の関係機関との連携体制の充実を図りま す。
- ⑥ 在宅の障がいのある児童に対して、関係機関と連携を図りながら、放課後等デイサービスなどの障害 児通所支援事業や外来療育などの地域療育等支援事業等のサービスの充実に努めます。
- ⑦ 重度身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者 の在宅支援として、*****食の自立支援事業の拡充を図 ります。
- ⑧ 身近な地域における相談相手となる身体・知的・ 精神障害者相談員、民生委員・児童委員などの活動 を充実します。
- ⑨ 障がい者が地域において自立し安心して生活ができるよう、障がい者の日常生活の支援体制をボランティア、地域住民の協力により充実します。
- ⑩ 障がい者のニーズを的確に把握し、ホームヘルプサービスなどの計画及び利用の適正化を図ります。また、障がいのある児童の居場所の確保については、障害児通所支援や地域生活支援事業の利用を促進します。
- ① 社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会をはじめ、関係団体との連携を図るための地域福祉活動団体のネットワークづくりを促進します。



- ② 市民などへの啓発·広報活動を推進し、地域福祉 への理解を求め、障がい者本人の意向を尊重しつ つ、施設入所者の地域生活への移行を促進します。
- ① 障がいのある児童(者)やその家族に対する相談 体制の充実を図るとともに、幼児期から成人期まで の一貫した支援に努めます。



(5) 施設福祉「現状と課題〕

障がい者の障がいの種別や程度などに応じた施設として、これまで入所・通所施設の整備を行ってきました。

障がい者福祉の流れが大きく変化する今日、施設の 果たす役割も大きく変化をしています。施設として、 在宅で生活することが困難な障がい者に住まいの場を 提供し、また日中活動の場を提供するという役割を果 たすだけでなく、障害福祉サービスの提供や地域の在 宅福祉の拠点としての役割も担うことが求められてき ます。

今後も、障がい者のライフステージに応じた様々な ニーズにきめ細やかに対応し、必要な時に必要な施設 サービスの支援を受けられるよう、各種施設の整備を 図り、障がい者が安定した生活を送れるよう施策の展 開に取り組む必要があります。また、障がい者の親亡 き後や高齢化・重度化を見据え、高齢障がい者や重度 障がい者を受け入れる共同生活援助(グループホーム)の整備促進を図ります。



障害者支援施設及び生活介護事業所の状況

(各年3月1日現在)

	平成	25年	平成	31年
種類	施 設· 事業所数	定員	施 設· 事業所数	定員
障 害 者 支援施設	5施設	260人	5施設	260人
生 活 介 護 事 業 所	15事業所	308人	28事業所	540人

※ 生活介護事業所については通所の利用に限る (障害者支援施設を 除く)



[計 画]

- ① 在宅での生活が困難な障がい者の施設入所の待機を県及び関係機関と連携をとり解消に努めます。
- ② 一般就労が困難な在宅の障がい者の福祉的就労の機会を確保するために施設整備に努めます。
- ③ 障がいの特性や程度に応じたサービスを提供し、 地域福祉の拠点としての施設の機能強化を図ります。
- ④ 重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童を療育するため、障害児通所支援事業の充実に努めます。
- ⑤ 介護保険と障害福祉相互の制度に共通する共生型 サービスを推進し、高齢障がい者が従来から利用し てきた障害福祉サービスを同一事業所で継続して受 けられるように取り組みます。
- ⑥ 障害者支援施設等からひとり暮らしに移行した障がい者の地域での生活を支援するため、自立生活援助や地域定着支援等のサービス提供体制の整備に取り組みます。



(6) 権利擁護 「現状と課題〕

障がい者の基本的人権を尊重し、個人としての権利 を保障することは、すべての障がい者施策の基本です。

障がい者が安心して日常生活を営み、自らの権利を主張、行使し、自らの生き方を選択・決定できる社会的支援の在り方や、障がい者への権利侵害が発生した場合、直ちに適切な措置や救済が図られる仕組みを地域社会の中に確立する必要があります。

また、成年後見制度や<u>*日常生活自立支援事業</u>の利用の促進を図るとともに、相談支援体制の充実を図る必要があります。

市では、平成30年に「大分市成年後見センター」を設置し、成年後見制度の利用促進に取り組むとともに、「大分市障がい者虐待防止センター」においては、虐待防止のための研修会を行うなど、障がい者の権利擁護を推進してきたところです。

今後についても、サービス利用者としての障がい者の利益を保護するため苦情解決体制を整備するとともに、不当な差別や障がい者への虐待など、人権侵害が起こることのないように、市民に対する障がいや障がい者への理解を促進し、人権意識の向上を図る必要があります。

また、障がい者に対し、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならず、その実施について必要かつ合理的な配慮を行っていく必要があります。



[計 画]

- ① 障がい者の権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進を図ります。「大分市成年後見センター」の機能を充実させ、相談業務や、制度の広報・普及活動を行うとともに、市民後見人の活動支援に取り組みます。また、関係機関と連携し、中核機関及び地域連携ネットワークの設置・運営に努めます。
- ② 障がい者の虐待を早期発見・早期対応するため、 「大分市障がい者虐待防止センター」による通報・ 相談体制の充実を図り虐待防止に努めるとともに、 障がい者福祉施設等の職員の資質向上を目的とした 研修会の開催やキャンペーン活動による意識啓発に 取り組みます。
- ③ 障がい者等の権利擁護について、必要な知識を習得するため、相談員や関係職員等に対する研修の充実に努めます。
- ④ 障がいのある人が、各種選挙の投票をしやすくするために、投票所のバリアフリー化、郵便による不在者投票制度や代理記載制度の周知を図ります。
- ⑤ 人権・同和教育資料「みんなのねがい」の全戸配布や、「人権・同和教育シリーズ」の市報掲載などにより、障がいや障がい者への理解を促進し人権意識の向上に努めるとともに、障がい者の社会進出を阻む心理的障壁をなくすための啓発を進めます。



- ⑥ 福祉サービスの利用に際し、不利益を被ることのないよう、また、希望するサービスに対応する質の高いサービスが的確に利用できるよう、障がい者などからの苦情に適切に対応できる苦情解決体制を整備し、利用者の権利擁護を図ります。
- ⑦ 障がい者に対する理解を図るための啓発活動を推進します。「障害者週間(12月3日~9日)」や、「人権週間(12月4日~10日)」においては、啓発・広報活動を実施します。
- ⑧ 各種資格の取得等において、国の障がい者施策に おける「欠格条項」の見直しを踏まえ、市において も国に準じて資格制限などによる制度的な不利益の 点検、改善など障がい者の人権の確保に努めます。
- ⑨ 内部障がいや難病など、外見からは障がいのあることがわかりにくい人が、周囲の人から援助や配慮を受けやすくなるよう、支援や配慮して欲しい内容を記載し携帯するヘルプカードを配布するとともに、その周知・啓発に取り組みます。
- ⑩ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の遵守のため、「障がい者に対する差別解消」や「合理的配慮の推進」について、あらゆる機会を通じて、周知・啓発に努めます。



第5節 保健・医療・療育



第5節 保健・医療・療育

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防

「現状と課題]

障がいの原因となる疾病等の予防には、正しい知識 と理解が必要です。

市では、積極的に健康を増進し障害の原因となりうる、心疾患・脳血管疾患・糖尿病・慢性腎臓病などの生活習慣病を予防するとともに、安全な妊娠・出産・育児を支援するために、健康診査や健康教育・保健指導などを実施しています。

また、疾病や外傷の発生に際し、より早期に適切な 医療を確保するために初期、第二次及び第三次救急医 療体制などの充実を引き続き図る必要があります。

今後も、これらの事業をより一層充実するために、 保健・医療などの関係機関と連携し、障がいの原因と なる疾病等を予防するための支援体制を確立していく 必要があります。



[計画]

- ① 生活習慣病予防や安全な妊娠・出産・育児のための正しい知識の普及・啓発に努めます。
- ② 健康に対する意識の向上や健康管理のための健康 診査受診率向上に努めるとともに、糖尿病や慢性腎 臓病などの生活習慣病予防のための健康教育や健康 相談、訪問指導を実施します。
- ③ 快適で安全な妊娠・出産を推進するため、妊婦・ 乳幼児健康診査の受診率向上に努めるとともに、母 子健康手帳交付時の保健指導の充実を図ります。
- ④ 家庭内や地域などにおける事故の発生を減少させるため、事故予防に関する知識や救急法などの技術の普及、交通安全対策の充実を図ります。
- ⑤ 生涯を通じた健康づくりを継続的に支援するため、健康診査や健康相談、健康情報を共有化するなど、職域保健との連携に努めます。
- ⑥ 疾病や事故に迅速かつ適切に対応するために、休日・夜間を含めた初期、第二次及び第三次救急医療体制の充実を図ります。



(2) 早期発見・早期治療・早期支援の推進

「現状と課題〕

障がいの重度化を防ぐためには、疾病や障がいを早期に発見し、治療や訓練を行うことにより、生活能力の向上を図ることが大切です。

市では、これまでも医療機関との連携のもとに、乳幼児の疾病や障がいなどの早期発見・早期治療・早期支援のための乳児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査などを実施するとともに、早期に適正医療を受けられるように、子ども医療費助成・未熟児養育医療・*自立支援医療(*育成医療)・*小児慢性特定疾病医療費助成などを実施しています。

また適切な時期に適切な医療や支援を受け、障がいや特性に対応した発育や発達を支え、家族が障がいや特性を受容する手助けとなるために家庭訪問や来所・電話相談などを実施するとともに、障がい児をもつ親への支援に努めています。

また、成人期においては、市民健診・特定健診・がん検診・骨粗しょう症検診などの健康診査を、従来の集団健診に加え、検診施設や指定医療機関での実施を可能とし、生活習慣病の早期発見に努めています。また特定保健指導や健康相談、健康教育など、生活に密着した指導を行うとともに、関係機関と連携することで、疾病及び合併症の予防、障がいの軽減や生活能力の向上に努めています。

今後も、ライフステージにあわせ、保健・医療・福



祉·教育などの関係機関の連携を図り、家庭、地域社会、職場など社会全体が一体となって早期発見·早期治療·早期支援の支援体制を推進していく必要があります。

- ① 疾病などを早期に発見するため、健康診査受診の 必要性を周知し、受診率の向上に努めます。
- ② 障がいの原因となる疾病等を早期に発見するとともに、適切な医療や支援が受けられるよう、保健・医療・福祉・教育などの関係機関相互の連携を図り、障がい児(者)とその家族への支援体制の充実に努めます。
- ③ 障害児(者)地域療育等支援事業・発達相談など を実施することにより、早期支援につなげます。
- ④ 保健・福祉等の関係機関と連携を深め、親子教室、親子通所事業「にこにこルーム」、児童発達支援、特別支援保育、医療的ケア児教育・保育事業など、障がいやニーズに応じたサービスの利用を促進します。
- ⑤ 生活習慣病や結核・エイズ・ウイルス性肝炎など の感染症について、早期発見・早期治療のために知 識の普及・啓発に努めます。
- ⑥ 健康相談や保健指導の充実を図るために、研修な どにより保健師等関係職員の資質の向上に努めます。



(3) 医療・リハビリテーションの充実

「現状と課題〕

障がいの軽減を図り、障がい児(者)の自立を促進 するためには、医療及びリハビリテーションの充実が 不可欠です。

市では、障がい児(者)が医療やリハビリテーションを受けるために、自立支援医療(<u>*</u>更生医療、育成医療、<u>*精神通院医療</u>)の給付、障害者医療費助成制度や障害児(者)地域療育等支援事業などを実施してきました。

今後は、適切な医療やリハビリテーションの提供や 相談など障がい児(者)に配慮した総合的な支援が必 要です。



[計画]

- ① 医療やリハビリテーションを支援するために、自立支援医療などの給付を実施するとともに、その制度の周知を図ります。
- ② 発達に支援が必要な障がいのある児童(者)に対して、地域療育等支援事業を活用し、適切な医療・リハビリテーションにつなげます。
- ③ 障がいのある児童(者)の医療機関などの利用を容易にするため、<u>*居宅介護(通院等介助)・*行動援護・*同行援護・手話通</u>訳者等の制度の周知を図り、活用を促進します。
- ④ 発語困難等のある重度障がい者が入院した際に、コミュニケーション支援を要する場合は、<u>*重度障害者入院時コミュニケーション支援や</u>*重度訪問介護などの事業を活用し、医療従事者との意思疎通を支援します。



(4) 難病に関する施策

「現状と課題]

難病は、原因不明で治療方法が未確立のため、慢性の経過をたどるものも少なくありません。また、発病年齢もさまざまで、本人や家族にとって、精神的、身体的かつ経済的にも大きな負担となっています。

市では、<u>*</u>指定難病や小児慢性特定疾病の対象者に対し疾患や状態に応じて、医療費の一部助成や<u>*</u>訪問相談事業、患者会の支援等を実施しています。今後も、保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携を深め、支援体制を充実することが必要です。

特定医療費(指定難病)受給者証所持者数 (各年度 3月31日現在)

年 度	所持者数
H26年度	3,575
H27年度	4,007
H28年度	4,189
H29年度	3,947
H30年度	4,114



小児慢性特定疾病医療受給者証交付数

(各年度 3月31日現在)

年 度	新規	継続
H26年度	2 1	4 2 7
H27年度	1 1 3	3 7 4
H28年度	1 0 5	4 0 3
H29年度	9 9	4 3 4
H30年度	9 6	4 6 4

- ※一部法改正:平成27年1月施行
- ※平成26年度の新規は平成27年1月~3月の新規件数、継続は旧制度からの更新件数



- ① 難病相談会及び患者・家族への訪問指導などを通して相談体制の充実を図ります。
- ② 患者相互の交流などをめざして、患者や家族会などの関係団体の活動を支援します。
- ③ 在宅患者の療養を支援するため、保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携を充実します。また、研修会を通して支援者の知識・技術の向上を図ります。
- ④ 障害者総合支援法で定められた難病患者に対し、 障害福祉サービスの提供及び日常生活用具・補装具 の給付を行います。
- ⑤ 難病に関する正しい知識を広げ、患者への配慮等 の理解を深めるため、普及啓発を行います。



第6節 精神障がい者の社会復帰・社会参加



第6節 精神障がい者の社会復帰・社会参加

(1) 予防対策・早期発見・早期治療の推進

「現状と課題]

近年の社会生活環境の変化などに伴い、心の健康に 問題を有する人が増加し、相談は多岐にわたっていま す。

障害者自立支援法施行により、障がいの種類(身体 障がい、知的障がい、精神障がい)にかかわらず障が い者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスの支 援は一元化されています。

障がいや障がい者に対する正しい知識の普及啓発や 支援は、保健と福祉が連携しながら、さまざまな精神 保健福祉事業を実施しています。

今後も、心の健康の保持・増進を図るとともに、疾病の早期発見・早期治療を推進していくため、予防教育及び相談指導体制の一層の充実に努める必要があります。

また、さまざまな相談に適切に対応できるよう、精神保健福祉に携わる関係者の資質の向上及び関係機関との連携を図っていく必要があります。



[計画]

- ① 障がい者が住み慣れた地域で、安心して生活が送れるよう、保健・医療・教育・労働・福祉・住宅など関係機関との連携のもと、精神保健福祉相談及び訪問指導体制の充実を図ります。
- ② アルコールや薬物など嗜癖問題の予防対策として、学校教育など関係機関と連携を図り、未成年者を中心とした教育を実施します。
- ③ 心の健康を保持・増進し、疾病を早期に発見・治療するために、講演会を開催するなど、精神保健福祉に関する知識の普及に努めます。
- ④ 精神保健福祉活動に携わる関係機関の職員等を対象に研修を実施し、関係者の資質の向上に努めます。



(2) 医療施設等の充実

「現状と課題〕

疾病と障がいをあわせ持つ精神障がい者にとって、 医療は地域での生活を支えるために欠かせない重要な サービスです。

*精神科デイケア、訪問看護などは充実してきましたが、障がい者が地域で安心して暮らすことができるよう、今後も医療サービス等のさらなる充実を図っていくことが必要です。

また、休日や夜間の相談体制の整備は、大分県精神 科救急電話相談センターにおいて、平日日中の行政対 応を含む24時間対応へと拡充されています。さらに、 夜間・休日を中心とした精神科救急及び身体合併症治 療等に対応可能な県立病院精神医療センターの開設が 予定されていますが、地域で安心して暮らすことがで きるよう、今後も医療サービスなどのさらなる充実に 向け、県や関係機関と連携していくことが必要です。

- ① 県や医療機関と協力し、障がい者の適切な医療の 確保を図ります。
- ② 休日や夜間の相談体制の整備、緊急時に対応する ための救急医療ネットワークの充実や身体疾患合併 の精神障がい者の医療体制について、引き続き県や 関係機関と連携していきます。



(3) 社会復帰等の推進

ア 地域への普及啓発

「現状と課題〕

障がいの有無にかかわらず誰もが、住み慣れた地域でともに生活するためには、地域住民が障がいや障がい者を正しく理解し「心のバリアフリー」を実践することが大切です。

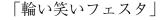
市では、心の健康づくりのための講演会や「輪い笑いフェスタ」の開催など、心のバリアフリーを推進する取り組みを実施しています。

障がい者への誤解や偏見をなくし、自立と社会復帰・社会参加について市民の理解と関心を得ていくためには、今後も啓発行事や広報活動を継続していく必要があります。

また、障がい者及びその家族間の交流を増やし、不 安や悩みなど精神的な負担を軽減していくことが今後 も必要です。



- ① 障がいや障がい者に対する正しい理解が深まるよう、心の健康づくりに関する講演会など健康教育活動を実施します。
- ② 精神保健福祉普及運動期間(10月の第4週)を中心に、精神保健や精神障がい者の福祉について、理解を深めるための普及活動を行います。
- ③ 障がい者やその家族などが心を開いて語り合い、励ましあう仲間づくりの活動を支援していきます。







イ 生活の安定 「現状と課題〕

精神疾患は比較的若い時期に発症することが多いため、障がい者は十分な社会体験を積む間もなく、休学・失職などを余儀なくされ、経済的基盤を築くことが困難な状況に置かれることがあります。

また、疾病と障がいの共存する精神障がい者にとって、継続的に医療を受けることは地域で生活をするために欠かせませんが、治療が定期的で長期に及ぶため、医療費の負担は大きくなります。そのため、通院医療を継続し、適正な医療を普及するため自立支援医療制度があります。

また、精神障がい者の生活の安定を支援するため、 精神障害者保健福祉手帳所持者は、市独自の施策とし て障害者福祉手当、食の自立支援事業、障害者医療費 助成制度、タクシー利用券や精神障害者通所施設利用 者への交通費補助制度も利用できます。

今後もパンフレットなどによる制度の周知を図ると ともに、福祉施策の充実を図っていくことが必要です。



- ① 障がい者が利用できる自立支援医療制度や精神障害者保健福祉手帳及び障害福祉サービスについて、 市報、ホームページ、パンフレット、相談事業等を 通じて広報活動を推進します。
- ② 精神障害者保健福祉手帳所持者が身体障害者手帳 所持者などと同様の福祉施策を受けられるよう、関 係機関に働きかけていくとともに、公共交通機関の 利用などによる、障がい者の自立及び社会参加の促 進を図ります。
- ③ 障がい者の生活の安定を支援するため、居宅介護などの障害福祉サービスの利用の促進を図ります。



ウ 安心して住める場の確保

「現状と課題〕

家族や地域の受け入れがない、住宅の確保ができないなどの理由で退院できない障がい者(社会的入院患者)や、「生活のしづらさ」という障がいの特性から、地域で生活を営むことに不安がある障がい者に対する支援が求められています。

障がい者を受け入れる共同生活援助(グループホーム)等は、整備されてきましたがまだ十分ではありません。

今後も、障がい者の自立と社会参加を促進するために、地域移行支援やその他の福祉サービス、また医療、介護等の支援施策を活用し、障がい者が住み慣れた地域の中で包括的に支援を受けながら、安心して暮らせる場を確保することが必要です。

- ① 在宅での生活支援を目的とした共同生活援助 (グループホーム) などの充実を図ります。
- ② 精神科病院に入院している方などが、退院後地域 社会の一員として安心して自分らしく暮らすことが できるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、就労 等について、医療と福祉が連携し包括的な支援を行 います。



エ 働く場や活動する場の確保

「現状と課題】

障がい者の社会復帰・社会参加を促進するためには、個々の能力やニーズに基づいて選択できるような 福祉的就労の場や活動の場の確保が必要です。

市では、通所施設などの施設整備や地域活動支援センターの運営安定化を行い、福祉的就労の場の拡大に 努めてきました。

今後は、障害者総合支援法による就労支援や、障が い特性に応じた職業訓練により、雇用・就労機会の拡 大を図ります。

さらに、福祉と雇用、保健・医療との連携が重要であり、引き続き関係機関が一体となった総合的な支援 策の取り組みを推進していく必要があります。



- ① 障害者通所事業所などの利用者への相談、指導など支援の充実を図ります。
- ② 障がい者の地域における社会復帰の促進を図るため、社会復帰支援者連絡会議などを通じ、医療機関や相談支援事業所、精神保健福祉センター、保健所などが有機的な連携を図ります。
- ③ 障がい者の社会復帰に向けた相談支援事業の充実を図ります。
- ④ 障がい者の多様なニーズなどに配慮しながら、就 労移行支援、就労継続支援A型・B型等の利用の促 進に努めます。
- ⑤ 関係機関と連携を図りながら、障がいの特性に応 じた支援を行うことで、障がい者の職場への定着や 雇用機会の拡大に努めます。



(4) 地域精神保健福祉体制の整備

「現状と課題〕

市では、障がい者やその家族のニーズの多様化・増加に応えられるよう、関係機関と連携を図りながら、精神保健福祉事業を実施しています。

今後も、障がい者が主体的に社会参加をし、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、今後とも保健・医療・教育・労働・福祉・住宅・文化等、生活の様々な側面から支援していくことが必要です。

そのためには、保健・医療・労働・福祉・刑事司法など様々な関係機関との連携を図り、障がい者やその家族の意見やニーズをふまえ、地域生活支援に向けたサービスの充実に努めるとともに、必要なときに適切なサービスを提供できる体制の整備が不可欠です。

- ① 障がい者の病状の把握や服薬指導、日常生活への 支援、家族への助言などを行うため、相談・訪問指 導体制の充実を図ります。
- ② 家族会や障がい者の会など関係団体の活動の支援 に取り組みます。
- ③ 障がい者を支援する関係機関のネットワークづくりを推進します。
- ④ 障がい者が各種サービスを利用しやすいように、 精神保健福祉情報パンフレットなどの作成をすると ともに、相談窓口の充実を図ります。



第7節 生活環境



第7節 生活環境

(1) 公共施設等のバリアフリーの推進

「現状と課題】

市では、障がい者が自由に外出し社会活動へ積極的に参加していくことができるよう、公共施設や民間の公共的施設などのバリアフリーを推進し、障がい者を含めたすべての市民が暮らしやすいまちづくりに努めてきました。

今後も、誰もが円滑な社会生活を送ることができるように、ユニバーサルデザインの観点から公共施設や不特定多数が利用する公共交通機関及び民間の公共的施設のバリアフリー化が求められています。また、公共施設をつなぐ経路についても、一体的なバリアフリーの推進を図る必要があります。



[計画]

- ① 身体に障がいのある児童生徒が、円滑に移動でき、障がいのない児童生徒と同じような学校生活を送ることができるよう、学校施設のバリアフリーの推進を図ります。
- ② 障がい者の外出と積極的な社会参加を促進するため、公共交通機関や施設など、交通環境の整備を促進します。
- ③ 障がい者に配慮した施設・設備の紹介をする情報 通信技術 (ICT) を活用したバリアフリーマップ を作成し、市のホームページに掲載するなどの啓 発・広報に努めます。
- ④ <u>*オストメイト</u>あるいは視覚障がい者の方々が、 安心して社会参加できるために、公共機関などにオ ストメイト対応の多機能トイレや音声誘導システム の整備を促進します。
- ⑤ *高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、高齢者、障がい者を含む全ての人の移動等円滑化を安全・速やかにかつ効果的に実現させるため関係機関と連携・協力を図り、「大分市バリアフリーマスタープラン」「大分市バリアフリー基本構想」を策定し、進捗管理を行っていきます。



バリアフリーマップ作製体験会



バリアフリーマップ作製体験会



(2) 情報バリアフリーの推進

「現状と課題〕

障がい者の自立・社会参加を促進するため、障がいの特性に応じて、情報を得ることに不利益がないように配慮する必要があります。

現在、ICTの進展はめまぐるしく、インターネットは人々の暮らしにおいて、欠かせないものとなっており、様々な用途にわたりICTが活用されています。とりわけ、社会の情報入手に限らず、人々との情報交換や様々な手続きに困難が伴う障がい者にとって、インターネット、*SNS(ソーシャルネットワークサービス)や、オンライン手続きなど、ICTの活用はますます有効な手段となっています。

しかし、障がい者にとって、ICT活用を習得する機会の提供や、それらを支援する制度は少なく、また、ICTを利用するにしても、機器類やシステムが必ずしも障がいの特性に適応していない現状もあります。

このため、関係機関、NPOやボランティアなど各種団体と今後とも連携を図り、障がいの特性に配慮しつつ、より多くの障がい者がICTを活用し、その利便性と恩恵を享受・実感できるよう「情報バリアフリー社会」の実現を目指していく必要があります。



- ① 大分市の福祉制度をはじめ、様々な福祉サービス を紹介する「障がい福祉ガイドブック」の充実に努 めます。
- ② <u>*日本工業規格「JIS X 8341-3」</u>に準拠したホームページの作成に取り組むとともに、障がい者が利用しやすいホームページの普及に努めます。
- ③ NPOやボランティア団体等を支援し、福祉・保健・医療制度、雇用・就業やその他の行政情報など、障がい者やその家族にとって、わかり易い情報提供・交流のツールとなるICTの活用を紹介する取り組みを推進します。
- ④ 障がい者に配慮した施設・設備の紹介をするバリアフリーマップを作成し、市のホームページに掲載します。
- ⑤ パソコンICT講習を募集する際、障がい者も受講できる旨を案内するなど、障がいの特性に応じたパソコンICT講習の機会提供に取り組みます。
- ⑥ 電子申請・届出など可能な手続きを拡充し、利便 性の向上に努めます。
- ⑦ パソコン周辺機器を給付する日常生活用具給付事業を周知するとともに、障がいの特性に応じた給付となるよう情報提供に取り組みます。
- ⑧ 障がい者の外出と積極的な社会参加を促進するため、ICTを活用し、複数の手段を用いた情報提供に努めます。



(3) 移動・交通対策の推進

「現状と課題]

障がい者が地域のなかで安全で快適に移動することができるよう、障がい者の利用に配慮した道路交通環境の整備を進めるとともに、歩道などにおける障害物撤去などの啓発など、交通安全に配慮した施策を展開する必要があります。

市では、これまでも自転車の走行や駐輪のマナーアップ、不法占拠物等の撤去依頼など啓発活動を行うことで、安全な歩行空間の確保に努めてきました。

今後も、障がい者に対する移動・交通対策は、社会 参加を促進するための基本的条件であることから、道 路交通環境などの整備を図る必要があります。



- ① 関係機関や関係団体と連携した啓発・広報活動により市民や企業等の理解と協力を求め、バスマップの配布や「バスどこ大分」の活用などを通じて、障がい者の移動・交通対策を推進します。
- ② 障がい者が安全で快適に移動することができるよう、自転車走行空間の整備や放置自転車対策など、 障がい者の利用に配慮した道路交通環境の整備を進めるとともに、歩道などにおける障害物撤去などの 啓発に努めます。
- ③ 歩行困難な障がい者や、視覚障がい者の安全な移動の確保や、社会参加を促進するため、段差の解消 や点字ブロック敷設の推進を図ります。
- ④ 障がい者の外出支援の充実のため、移動支援など の障害福祉サービスの利用の促進を図ります。



(4) 防犯・防災対策の推進

「現状と課題]

現在、地域におけるコミュニケーション不足が問題 視される中、障がいのある人、高齢者、子どもなど近 隣の世帯の状況を把握し、日ごろからの付き合いを深 めることが重要になっています。

障がい者は、防犯に関する通常のニーズを満たすのに特別の困難を有しており、犯罪や事故の被害に遭う危険性が高く、不安感も強いことから、身近な犯罪や事故の発生状況、防犯上のノウハウ等の安全確保に必要な情報が提供されるよう、地区防犯協会との連携を強化してきました。

また、災害などの情報を得ることが難しい障がい者が多いことや、災害時に支援を要する障がい者の情報を地域で把握することが重要になっていることから、市が把握している情報を自主防災組織等の地域の関係者へ提供しています。地域で情報共有を図り、障がい者への避難支援が行える体制づくりや避難訓練に取り組むとともに、障害者支援施設等においても災害時の利用者の安全確保に関する取り組みを進めていく必要があります。

市では、大分市地域防災計画に基づき、災害時における障がい者を含めた市民の安全を確保するために、消防団や自治会が協力した効率的な地域防災活動が図れるよう、自主防災組織の育成強化に努めています。

今後とも、小地域福祉ネットワーク事業等を活用



し、関係機関などと連携を図りながら、障がい者が安 心して地域で生活を送れるよう防犯·防災対策の推進 を図る必要があります。



[計画]

- ① 在宅の重度の障がい者に対して、防犯・防災の面からも効果の期待できる緊急通報システムについて 周知を図ります。
- ② 災害時における障がい者を含めた市民の安全の確保と、効率的な地域防災活動が図れるよう、自主防災組織のさらなる育成強化に努めるとともに、南海トラフを震源とした巨大地震等に備え、<u>*津波避難</u>ビル、津波避難場所の指定を行ってまいります。
- ③ 災害時には地域で協力し、高齢者や障害者などの 配慮が必要な方と一緒に避難することが重要であるた め、自主防災組織に対する活動支援を通じて、地域住 民が互いに助け合う共助の取り組みを推進します。
- ④ 災害時に支援を要する障がい者等の情報を記載した「避難行動要支援者名簿」を市が作成し、本人から同意を得たうえで、自治委員、民生委員・児童委員、自主防災組織や自治会、消防団等の地域の関係者へ、あらかじめ情報を提供しておくことで、地域において避難行動要支援者に対する情報伝達や安否確認が行える体制づくりや避難訓練の実施を促進していきます。
- ⑤ 災害時において、指定避難所での避難生活が困難な重度の障がい者などを対象に、災害時には民間の社会福祉施設等との協定に基づき、*福祉避難所を開設し、介護などの支援を行います。今後も福祉避難所のさらなる拡大及び機能の充実に努めます。



⑥ 障がい者の地域での防犯・防災対策を推進するため、自治委員、民生委員・児童委員、自治会や自主 防災組織、消防団、地区防犯協会などとの連携・強 化に努めます。

- *共同生活援助等利用障害者緊急時支援ネットワーク事業により、災害時において、共同生活援助(グループホーム)等を利用している障がい者を、円滑かつ安全な避難、緊急搬送を支援し、もって、利用者の生活の安全の確保及び緊急事態に対する不安の解消を図ります。
- ⑧ 災害時に施設を利用している障がい者の円滑かつ 迅速な避難を確保するため、災害リスクに応じた避 難計画の作成や避難訓練の実施に取り組むよう障が い者支援施設等に対して指導を行います。







第8節 文化・スポーツ・レクリエーション



第8節 文化・スポーツ・レクリエーション

「現状と課題]

障がい者の社会参加や地域での交流を促進し、ゆとりや潤いのある生きがいを持った生活を実現し、個々の能力や趣味に合わせ文化・スポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、これまで市、県、障がい者団体では、大分市身体障害者グラウンド・ゴルフ大会、大分国際車いすマラソン大会、視覚障害者ウォーキング大会、ときめき作品展、大分市知的障がい児(者)交流会、輪い笑いフェスタ!大分市福祉のつどい等を実施してきました。

また、障がい者の施設利用の機会を拡大し、社会参加の促進を図るために、障がい者等がスポーツや文化活動を行う際に使用する市営の公共施設についての使用料の減免を実施しています。

今後も、障がい者の社会参加の促進や生活の質の向上が図られるよう、生涯にわたって、文化・スポーツ・レクリエーションに参画できる環境を整備していくことが求められます。



[計画]

- ① 市報などを利用して、障がい者の文化・スポーツ・レクリエーション活動の広報に努めます。
- ② 障がい者の参加に配慮した文化活動の推進や障がい者の文化活動の発表の場の確保に努めます。
- ③ ときめき作品展や輪い笑いフェスタ!大分市福祉のつどい等、障がい者の文化活動の場の充実に努めます。
- ④ 関係団体と連携して、年齢や障がいの程度に応じて参加できるスポーツ及びレクリエーションの振興に努めます。
- ⑤ 障がい者の文化・スポーツ・レクリエーション活動を促進するために、障がい者に配慮した利用しやすい施設の整備に努めます。



バリアフリーファッションショー



知的障がい児(者)交流会



大分国際車いすマラソン



第9節 国際交流



第9節 国際交流

「現状と課題〕

情報技術や交通ネットワークの飛躍的な発展により、地球規模でグローバル化が進展する中、世界における人・物・情報などの様々な動きは国境を越え、直接、私たちが住む地域社会や自然環境に大きな影響を及ぼしています。

市ではこれまで、姉妹都市であるポルトガル・アベイロ市とアメリカ・オースチン市、友好都市である中国・武漢市、そして交流促進都市である中国・広州市との間で、経済、文化、教育、スポーツなどの幅広い分野での交流を重ねてきました。

また、「大分国際車いすマラソン」は、1981年(昭和56年)の国際障害者年を契機として始められ、長年、国内外のトップアスリートがチャレンジする世界最高峰の大会として、歴史を刻み続けています。

車いすランナーの姿は、障がいのある人々に勇気と 希望を与え、沿道で声援を送る観衆にも深い感動を与 えています。また、競技や交歓会を通じて、さまざま な国の人々との交流がなされています。

国際的にもノーマライゼーションが進展する中、今後も姉妹・友好都市等とのスポーツ・文化交流などを通じて障がい者の交流を推進するとともに、国境を越えて障がい者の積極的な社会参加を促進していく必要があります。



[計 画]

- ① 市の友好都市や姉妹都市などとの国際交流を通じて、障がい者の交流機会が持てるように努めます。
- ② 市の福祉施策を姉妹都市や友好都市などに紹介するとともに、各市の施策の現状に関する情報の収集、提供等に努めます。
- ③ 「大分国際車いすマラソン」を通じて、市民や障がい者の国際交流を推進します。



資 料

第三期大分市障害者計画改訂版検討委員会設置要綱 第三期大分市障害者計画改訂版検討委員会委員名簿 第三期大分市障害者計画改訂版庁内検討委員会設置要綱 第三期大分市障害者計画改訂版における用語の説明



第三期大分市障害者計画改訂版検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 第三期大分市障害者計画改訂版(以下「計画」という。)の策定 に関し広く市民の意見を聴くため、第三期大分市障害者計画改訂版検討 委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を市長 に報告するものとする。
 - (1) 計画の策定に関すること。
 - (2) その他計画の策定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 委員会は、委員24人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼し、又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体の代表者
 - (3) 障害者福祉関係事業者の代表者
 - (4) 市民の代表者
 - (5) 市の職員
 - (6) その他市長が認める者

(参画依頼等の期間)

第4条 委員の参画依頼又は任命の期間は、計画が策定される日までとする。



(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出 する。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長 が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を 求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金等)

- 第7条 委員(第3条第2項第5号に規定する委員を除く。)に対する報 償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。 (庶 務)
- 第8条 委員会の庶務は、福祉保健部大分市福祉事務所障害福祉課において処理する。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。



附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年8月6日から施行する。
- (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、計画が策定される日限り、その効力を失う。



第三期大分市障害者計画改訂版検討委員会委員名簿

No.		氏 名	職名
1	学識	釘宮 誠司	大分市連合医師会 会長
2	経験者	廣野 俊輔	大分大学 講師
3		今村 博彰	大分市社会福祉協議会 常務理事
4		林 信一郎	大分市自治委員連絡協議会 地区会長
5	各 種	得丸 直子	大分市民生委員児童委員協議会 障がい者福祉部会部会長
6		小野 加織	大分県総合雇用推進協会 業務課長
7	体	衛藤 良憲	大分市身体障害者福祉協議会連合会 会長
8	一 代 表	齊藤 國芳	大分市手をつなぐ育成会 理事長
9		早咲 友範	大分市肢体不自由児者父母の会 会長
10		川口 二美	大分県精神保健福祉会・大分すみれ会会長
11		花宮 良治	社会福祉法人 幸福会 統括施設長
12	障 害 福	直野 宏昭	障がい者支援施設 ハーモニーの森 施設長
13	福 社	首藤 和彦	障害福祉サービス事業所「サマン春日」管理者
14	関	森 千春	社会福祉法人別府発達医療センター 大分療育センター 地域療育連携室 係長
15	係事業者	赤嶺 光徳	障害者就業・生活支援センター「大分プラザ」センター長
16	業者	芦苅 弘城	大分市障がい者相談支援センター「きぼう21」
17	代表	上村 加代	大分市障がい者相談支援センター「さざんか」
18		友永 理紗	大分市障がい者相談支援センター「コーラス」
19	古足仏主	谷脇智恵子	一般公募委員
20	市民代表	五反田法行	一般公募委員
21	市職員	小畑 裕之	大分市福祉保健部長
21	市職員	小畑 裕之	大分市福祉保健部長



第三期大分市障害者計画改訂版庁内検討委員会設置要綱

(設 置)

第1条 第三期大分市障害者計画改訂版(以下「計画」という。)の策定 に関し必要な事項を検討するため、第三期大分市障害者計画改訂版庁内 検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。
 - (1) 計画の策定に関すること。
 - (2) その他計画の策定に関し市長が必要と認める事項

(組 織)

- 第3条 委員会は、障害福祉課長の職にある者及び別表に掲げる課等に所属する職員のうちから当該課等の長が指名する者を委員として組織する。 (委員長及び副委員長)
- 第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員長は障害福祉課長 の職にある者を、副委員長は委員のうちから委員長の指名する者をもっ て充てる。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長 が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

- 第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を 求め、説明又は意見を聴くことができる。



(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉保健部大分市福祉事務所障害福祉課において処理する。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年8月6日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、計画が策定される日限り、その効力を失う。



別表 (第3条関係)

防災危機管理課

企画課

情報政策課

文化国際課

スポーツ振興課

広聴広報課

市民協働推進課

人権・同和対策課

長寿福祉課

保健総務課

保健予防課

健康課

子育て支援課

保育·幼児教育課

商工労政課

土木管理課

住宅課、都市計画課

都市交通対策課

開発建築指導課

教育委員会事務局教育部学校教育課

学校施設課

人権・同和教育課

社会教育課及び教育センター



第三期大分市障害者計画改訂版における用語(本文中* で表示されている用語)の説明

頁	用語	説明
5	ノーマライゼーション	高齢者も若者も、障がいのある人もない人も、すべて人間として
		普通(ノーマル)の生活を送るため、ともに暮らし、ともに生きて
		いける社会こそ「ノーマル」であるという考え方です。
5	措 置 制 度	行政が社会福祉の対象となる人に対し、法の規定に基づいて行う
		援護、育成、更生に関わる行政処分をさします。具体的には施設の
		入所や在宅サービスの利用といったことを行政が決定することです。
		なお、平成15年4月より支援費制度へと移行しています。
5	支援費制度	従来の措置制度に代わったもので、利用者自らがサービスを選択
		し、施設等のサービス提供者と直接契約を結ぶことによりサービス
		を利用する制度です。
		なお、平成18年4月より障害者自立支援法へと移行しています。
5	難病	発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希
		少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養
		を必要とするものをいいます。
_		
5	インクルーシブ社会	障がいの有無に関わらず、全ての方が地域に包み込まれ、必要な
		援助を提供されながら生活を行うことです。障がいがあるからと
		いって特別な場で生活をするわけではないという考え方です。
7	バリアフリー	 英語の「バリア(障壁)」と「フリー(自由な・~からのがれる)」
		 を一緒にした言葉で、障壁となるものを取り除き生活をしやすくす
		ることを意味しています。物理的な障壁の除去という意味合いが強
		い言葉ですが、最近では制度的、心理的、情報のバリアフリーなど
		障がいのある人を取り巻く生活全般に関連していると考えられてい
		ます。



頁	用語	説明
8	成 年 後 見 制 度	認知症、知的障がい者、精神障がい者など判断能力の不十分な人は、財産管理や身上監護(介護、施設への入退所などの生活について配慮すること)についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあうおそれがあります。このような判断能力の不十分な人を保護し支援するのが成年後見制度です。 成年後見制度には、本人の判断能力の程度に応じて、後見、補佐、補助の類型が在ります。
8	合理的配慮	バリアフリーやユニバーサルデザインの観点を踏まえ、一人ひとりの特性や障がいの状態に応じた必要かつ適切な調整や配慮を行うことです。
8	アクセシビリティ	情報やサービス、ソフトウェアなどが、どの程度広汎な人に利用 可能であるかをあらわす語。特に障がい者や高齢者などにとって、 どの程度利用しやすいかという意味です。
8	ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別などにかかわらず多様な人々が利用し やすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方で、 その領域は製品、施設、まちづくり、サービス、システムなどハード、 ソフトの両面にわたっています。



頁	用語	説明
9	I C F (国際生活機能分類)	WHO(世界保健機関)が2001年の総会で採択した人間の生活機能と障がいの分類法をいいます。「心身機能・身体構造」「活動」「参加」の3つの次元および「環境因子」等の影響を及ぼす因子で構成されており、約1,500項目に分類されます。ICFを用いることにより、障がいや疾病の状態について、本人および関係者の共通理解を持つことができます。 また、障がいのある方のサービスについて計画や評価、記録などのために実際的な手段を提供できます。
9	大分市障害者自立支援協議会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3の規定に基づき、関係機関、関係団体及び障がい者若しくは障がい児の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者が相互の連携を図ることにより、地域における障がい者・児への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うために設置しております。会には「生活支援部会」「就労支援部会」「こども部会」「差別解消推進部会」の専門部会を置き、具体的な調査研究に取り組んでいます。
12	生活 習 慣 病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する症候群(糖尿病・脳血管疾患・心疾患・高血圧症・脂質異常症・肥満症など)



頁		用		語		説明
20	障	害	者	週	間	「障害者問題」(毎年12月3日~12月9日)は、平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として「障害者の日」(12月9日)に代わるものとして設定されました。
26	N		P		O	Non-Profit Organizationの略称で、様々な社会貢献活動を行う民間非営利組織を指しています。 非営利活動は、利潤をあげないのではなく、利潤が出た場合に内部で分配せず、団体の活動のための費用に充てることをいいます。 収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、利潤目的ではなく、社会的な目的をもつ組織です。
28	児	重	発 達	支	援	就学前の発達に支援が必要な児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うものです。
28	放記	果後等	等デイ	サート	ご ス	在学中の発達に支援が必要な児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中に施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うものです。



頁	用語	説明
28	障害児(者)地域療育	1. 在宅支援訪問療育指導事業
	等 支 援 事 業	巡回相談・療育相談・訪問指導があります。
		巡回相談は、実施施設が相談・指導を担当する職員(医師・看
		護師・理学療法士・作業療法士・保育士等)によって編成された
		相談指導班を設置し、これに地域を巡回させ、発達に支援が必要
		な児童及びその保護者に対して各種の相談・指導を行っています。
		2. 在宅支援外来療育等指導事業
		発達に支援が必要な児童及び保護者に対して、外来の方法によ
		り各種の相談・指導を行います。
		3. 施設支援一般指導事業
		発達に支援が必要な児童の保育を行う保育所などの職員に対
		し、療育に関する技術の指導を行います。
29	療	心身に発達障がいのある児童に対して、医学と教育・福祉・保健
		の連携によってその児童の可能な限りの回復や発達の促進を図る組
		織化された活動の「治療教育」を短縮したものです。
-00	プタ)土 //☆ 18 、	古田上
29	発 達 障 が い	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障
		がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障害で
		あってその症状が通常低年齢において発現するものです。
36	障 害 者 就 業 ・	就職や職場への定着が困難な障がい者を対象として、身近な地域
30		で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整
	工品又版())	等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活
		上の支援を一体的に行っています。
38	共同生活援助	地域で共同生活を営む人に住居における相談や日常生活上の援助
	(グループホーム)	を行います。



頁	用語	説明
40	大 分 市	大分市福宗環境センターの一施設で、資源物回収機能を備えた工
	リサイクルプラザ	場棟と啓発機能を備えたプラザ棟(大分エコライフプラザ)からな
		り、資源循環型社会を推進するための中核施設として平成19年4月
		から供用開始しました。
		施設では、知的障がい者が、カン・ビン・ペットボトルの選別作業に従事しています。
		木に促棄しているり。
40	就労移行支援	就労を希望する人に対して、一定期間、生産活動、職場体験その
		他の活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のために必
		要な訓練、その他必要な支援を行うものです。
40	就労継続支援A型	一般企業などで雇用されることが困難な人に対して、雇用契約に
		もとづき、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のため
		の訓練を行います。
40	就労継続支援 B 型	
		就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。雇用契約
		を結ばず施設で作業を行い、工賃を受けるサービスです。
40	地 域 活 動	障がい者に創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促
	支援センターⅢ型	進などを通所により行います。
45	ピア・カウンセリング	
40		を行うことを言います。従来のカウンセリングより対等性、共感
		性、受容性が重要視されており、障がい者のカウンセラーの養成が
		大きい課題となっています。
52	地域生活支援事業	障害者総合支援法の自立支援給付以外に市町村が地域の実情にあ
		わせ、障がい者の地域における生活を支えるさまざまなサービスの
		ことです。相談支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、
		日中一時支援事業等がこれにあたります。



頁	用語	説明
52	医療的ケア児	人工呼吸器を装着している障がいのある児童、その他の日常生活 を営むために医療を要する状態にある障がいのある児童のこと。
53	高次脳機能障がい	病気や外傷などの原因により脳が損傷し、その後遺症として記憶、注意、判断、意思伝達、情報など人間特有の高度な脳の機能に障がいをきたす病態です。
54	食の自立支援事業	調理が困難な一人暮らしの障がい者等に栄養のバランスがとれた 食事を宅配するサービスです。
59	日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。
65	自立支援医療	平成18年4月から、従来の「更生医療」、「育成医療」、「精神通院 医療」の3つの制度が「自立支援医療」として1つの制度になりま した。自立支援医療は、障がいに係る公費負担医療制度が各種法律 により別々な制度であったものを手続きや負担の仕組み等を共通化 したものです。
65	育 成 医 療	18歳未満の障がい児(障害に係る医療を行わないときは将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含む。)でその身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される医療費の一部の支給を行うものです。



頁	用語	説明
65	小児慢性特定疾病	18歳未満の子どもの疾病のうち、4つの項目(①慢性に経過する
		疾病であること②生命を長期に脅かす疾病であること③症状や治療
		が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること④長期にわ
		たって高額な医療費の負担が続く疾病であること)を満たしている
		と厚生労働大臣が認定した疾病のことを指します。
		なお、令和元年7月1日現在、762疾病が小児慢性特定疾病とし
		て医療費助成の対象となっています。
67	更 生 医 療	
07		治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される医療
		一費の一部の支給を行うものです。
67	精 神 通 院 医 療	精神疾患のために通院による医療を受ける場合、医療費に継続的
		に負担がかかります。本制度はそのような方に対して通院にかかる
		医療費の負担を軽減する制度です。
68	居 宅 介 護	障がい者等の家庭にホームヘルパーを派遣して、身体介護や家事
	(通院等介助)	援助など日常生活上の支援を行うもののうち、医療機関等に通院す
		る際に行われる支援のことです。
	<u> </u>	
68	行 動 援 護 	知的障がいもしくは精神障がいにより、行動に著しく困難を有
		し、常時介護を必要とする人が危険を回避するために必要な支援や
		外出支援を行います。
68	 同 行 援 護	
		な情報提供(代筆・代読含む)、移動援護等の外出支援を行います。
68	重度障害者入院時	発語困難等のある重度の障がい者が入院した際に、医療機関へコ
	コミュニケーション	ミュニケーション支援員を派遣し、医療従事者との意思疎通を支援
	支援	する事業です。



頁	用語	説明
68	重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がい、もしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする方につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談や助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院又は入所している障がい者に対して意思疎通の支援その他の支援を行います。
69	指 定 難 病	難病のうち、2つの要件(①患者数が国内において一定の人数(人口の0.1%程度)に達しないこと②客観的な診断基準(またはそれに準ずるもの)が確立していること)を満たしており、患者の置かれている状況からみて良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして、厚生労働大臣が指定した疾病のことを指します。なお、令和元年7月1日現在、333疾病が指定難病として医療費助成の対象となっています。
69	訪問相談事業	在宅の難病患者・家族等の精神的負担の軽減を図るため、保健師 や看護師などの有資格者や経験者を派遣して訪問相談を行う事業で す。
75	精神科デイケア	精神障がい者に対して、昼間の一定時間通院して通常の外来診療 に併用して行う社会復帰集団治療をいいます。
86	オストメイト	様々な病気や障害などが原因で、腹壁に造られた便や尿の排泄口のことを人工肛門・人工膀胱といいます。人工肛門・人工膀胱のことを総称してストーマといいます。またストーマを持っている人のことを「オストメイト」と呼びます。ストーマは排泄を自分でコントロールできないため装具を使います。お腹に装具(パウチ)をつけて便や尿を溜めて処理しています。



頁	用語	説
86	高齢者、障害者等の	平成18年にハートビル法および交通バリアフリー法が統合されて
	移動等の円滑化の	施行された法律であり、バリアフリー法とも呼ばれています。身体
	促進に関する法律	障がい者のみならず、知的・精神・発達障がい者など、全ての障が
		い者を対象としています。平成30年度には改正が行われ、新たに理
		念規定が設けられており、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」
		が明確化されています。
88	S N S	人と人のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの
	(ソーシャルネット	構築を支援するインターネットを利用したサービスです。
	ワークサービス)	
89	 日本工業規格	高齢者や障がい者等が、ウェブコンテンツ等を支障なく操作・利
09	口 平 工 来 况 怊 「IIS X 8341-3」	同断有や厚がい有等が、ウェブコンケンプ等を文庫なく採作・利 用できるよう、配慮すべき具体的な要件がまとめられた標準規格で
]15 A 0341-3]	用しさるより、癿思り、さ具体的な女件がよこのりれた原準規格としま。
		9 0
94		津波警報などが発表された際、高台まで避難するのが困難な場合
		に緊急的・一時的に避難する施設です。
94	福祉避難所	災害時に福祉施設を避難所として使用することで、学校の体育館
		などの指定避難所では対応が困難な重度の障がい者等を受け入れ、
		介護などの支援を行います。
95	共同生活援助等利用	福祉ホーム、グループホーム等で火災や地震が発生した場合や、
	障害者緊急時支援	緊急的な支援が必要となった際に、迅速な避難誘導や適切な応急措
	ネットワーク事業	置が行える体勢を整備することで障がい者、家族、地域住民等の不
		安を解消し、障がい者が地域で暮らす上で安心・安全な生活を確保
		することを目的としている事業です。



第三期大分市障害者計画改訂版 令和2年3月発行

E-mail syogaifuku@city.oita.oita.jp



作品紹介

- 左 「博愛病院」利用者 高倉 優季 さん 作品名「みんないっしょだよ」
- 右 障害者支援施設「ハーモニーの森」利用者 中川 太秀 さん 作品名「時花」





